

JAS 規格を巡るその他の課題と対応方向（案）に対する意見

（財）食品産業センター
理事長 岩崎 充利

I. 品質表示の適正化に向けた JAS 制度の対応方向

1. 「積極的な情報開示の促進」について

- （１）現行の JAS 制度は平成 11 年の法改正後、これまでの間に食品企業や消費者に馴染んできており、個別品表も含めて、基本的な仕組みとしては適切なものと考えられる。JAS 規格についても、現行規格はそれぞれ意味のあるものとして定着していることから、見直しをするに際しても、現行規格はその歴史・経緯等もあり、極力重視してもらいたい。その前提に立った上で必要に応じて国際的整合性を図ると共に、時代に即した新しいものに対応していけばよいのではないか。（なお、新たな社会ニーズに対応した JAS 規格については、前回提出の意見書に添付の内容を検討いただきたい。）
- （２）積極的に情報開示の促進を図ることは有意義であるが、その際、開示の目的とその手段・内容を明確にすると共に、企業秘密やノウハウの部分の保護に配慮すべきである。また、情報開示については開示責任が生じることから、企業が相当の負担を要することとなるため、慎重な対応を必要とするのではないか。
- （３）情報開示の手段もラベル表示に限定せず、生産情報公表 JAS の例もあるように、ホームページ上での開示も含めて、情報開示の媒体や内容を幅広く検討すべきである。
- （４）無店舗販売に関わるホームページ、カタログ、テレビ CM 等における虚偽・誇大広告防止するための表示規制は検討の時機にあると考えられるが、媒体特性（文字表現、音声、画面等）による表現手法の相異、実行可能性等から、現行の品質表示基準の考え方をそのまま適用することができるか検討しておく必要がある。また、広告一般を直接規制する場合は、表現の自由を損なうことがあってはならず、多面的な検討が必要と考えられる。

2. 表示の適正化の実効性確保について

根拠書類等の保持を品質表示基準に盛り込むことについては、食品衛生法でも特に中小企業では努力規定とされており、中小企業の多い食品産業においては努力規定が限度ではないかと考えられる。また、その場合でも、中小企業の過重の負担とならないような対応が必要である。

II. 登録外国認定機関の登録に係る同等性要件について

従来の品質規格的な JAS や有機農産物の JAS は ISO ガイド 65 の引用やコーデックスガイドラインの制定等により当該国の同等性に代わる規格の共通性が担保されることが考えられるが、新規の生産情報公表 JAS や表示内容の真正性を認証する JAS、さらには今後制定の可能性のある新しいタイプの JAS については同等性をどう確保するか、検討する必要がある。